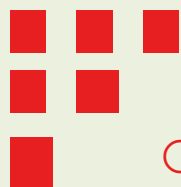


# 南関東防衛



南関東防衛局

令和2年  
第25号



## 特集

○航空自衛隊 浜松広報館



表紙・協力：航空自衛隊浜松基地広報館

取材・編集：南関東防衛局総務部報道官

## 目次

1. 館内案内
2. 展示格納庫（展示航空機）
3. 展示フロアー 等



## はじめに

航空自衛隊浜松広報館は、現在の航空自衛隊を知っていただくために、戦闘機や装備品の展示をはじめ、シミュレータや映像シアターも設置している、見て体験して楽しむ航空自衛隊のテーマパークです。

航空自衛隊浜松広報館は、航空自衛隊浜松基地に隣接する敷地に、ここでしか見られない装備品等を展示している展示資料館、大スクリーンに映し出される大迫力の映像が見られる全天周シアター、歴代のブルーインパルスの実物等が展示されている展示格納庫で構成しています。

航空自衛隊浜松広報館は、陸上自衛隊の「りっくんランド」、海上自衛隊の「鉄のくじら館」と同様、防衛省が誇る人気スポットのひとつです。

今回の広報誌「南関防衛」では、この「航空自衛隊浜松広報館」を特集でご紹介します。

### ○ 広報館のご案内

- ① 入館料 ・無料（館内で体験や見聞きできるすべてが無料です）
- ② 開館時間 ・午前9時～午後4時
- ③ 休館日 ・毎週月曜日（月曜日が祝日又は国民の休日の場合はその翌日）  
・毎月最終火曜日  
・年未年始

なお、天候、設備検査など臨時休館の場合もあります。具体的な見学日に関するお問い合わせは、053-472-1121まで。

※ このほか、航空自衛隊浜松広報館の詳細につきましては、ホームページ（航空自衛隊浜松広報館）でご確認下さい。ホームページでは、パンフレットをダウンロードすることができます。

### ○ 広報館までの交通の案内



- ① 電車・バスを利用の場合  
JR浜松駅北口改札下車。バスターミナル14番線から「51 せいれい浜松 泉 高丘行き」に乗車（約25分）し、バス停「泉四丁目」にて下車。バス停より徒歩約10分。
- ② 自家用車を利用の場合  
東名高速道路「浜松西」インターより約10分。駐車場として、一般乗用車約146台分を完備。

## 1 館内案内

### (1) 1階フロアー

ここでは、航空自衛隊の「任務と活動・研究開発・航空機のメカニズム」を展示し紹介しています。

バーチャル防空管制指令室は、このフロアーにあります。

このほか、XF-2戦闘機（モックアップ）、F-1戦闘機等の展示や戦闘機のメカニズム等が紹介されているコーナーがあります。



XF-2戦闘機（モックアップ）



F-1戦闘機

### (2) 2階フロアー

ここでは、現在使われている航空機の模型やパイロットの携行品などを展示し紹介しています。

全天周シアターと展示格納庫へは、このフロアーから入場します。

このほか、対空機関砲VADS、搭乗員装備品等が展示されてます。

また、歴代のブルーインパルスの模型も展示されています。



航空機の模型展示



対空機関砲VADS

### (3) 3階フロアー

ここでは、ライブラリーや情報検索コーナーのほか、体験型簡易シミュレーターが4台設置されています。

ライブラリーでは、浜松基地から離着陸する航空機を見ることが可能です。

ちなみに、全天周シアターからの出口は、このフロアーとなります。



情報検索コーナー



ライブラリー



## 2. 展示格納庫

展示格納庫では、主に航空自衛隊が歴代にわたって使用した航空機を中心に実物（19機）を展示しています。

展示されている航空機は、コックピット着座可能な機種があります。

当日の先着順となりますが、受付可動式（電動）二人乗りの本格的なフライト・シミュレーターも設置されており、初級・中級・上級別でのパイロット気分を体験することができます。

なお、ご利用にあたっては制限事項がありますので、詳しくは、広報館にお尋ねください。

### ☆ 展示機の一列 ☆



**F-1 支援戦闘機**

- T-2 高等練習機を単座化し、全天候攻撃・航法システムを追加した戦闘機
- 1987年まで77機が導入



**T-2 高等練習機**

- 1967年に開発された国産初の超音速高等練習機
- 1998年まで96機が導入
- 展示機はブルーインパルス仕様



**F-104J 戦闘機**

- F-86Dの後継機
- 1967年まで210機が導入



**F-86D 戦闘機**

- 航空自衛隊初の全天気戦闘機
- 1968年まで122機が導入



**F-86F 戦闘機**

- 米空軍初の後退翼戦闘機
- 1961年まで300機が導入
- 展示機はブルーインパルス仕様



**T-33A 練習機**

- 米国のP-80戦闘機を練習機に改造された機体
- 中等練習機として使用

☆ その他 救難ヘリ等 ☆



**MU-2 救難捜索機**



**零式艦上戦闘機52型**

展示格納庫では、このほか、1963年にグアム島で発見された零式艦上戦闘機52型など多数の貴重な航空機が展示されています。



**V-107 救難ヘリコプター**

☆ フライト・シミュレーター ☆



体験にあたっては、展示格納庫内フライト・シミュレーター受付での先着順となります。





### 3. 展示フロア等

#### (1) バーチャル防空管制指令室



バーチャル防空管制指令室は、広報館1階のXF-2（モックアップ）が展示されている横にあります。

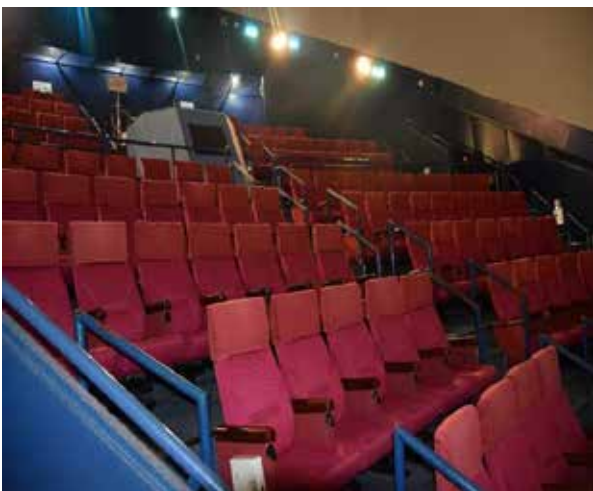
バーチャル防空管制指令室は、平時の「領空が侵犯された場合の対処活動」と有事の「防空任務における各種活動」について、映像で紹介しています。

スクリーン手前に「平時」と「有事」のボタンがありますので、選択して、防空管制のバーチャルな世界をご覧下になれます。



XF-2（モックアップ）

#### (2) 全天周シアター



全天周シアターは、大スクリーンで航空機の映像をお楽しみいただけます。

上映時間は、1回あたり15分程度です。午前と午後それぞれ3回上映されています。各回とも先着120名までご入場できます。

現在の上映内容は、ブルーインパルスダイナミックな展示飛行シーンのある「創造への挑戦」、F-15戦闘機による空中戦闘シーンのある「アグレッサー」、各種災害において救助活動を行う「最後の砦」の3本です。

資料館1階受付にて、入場整理券を配布しております。ご観覧希望の方は、必ず入場整理券をお求めください。

### (3) 簡易シミュレーター

簡易シミュレーターは、広報館3階に4台設置されています。

浜松基地に所在する第1航空団で訓練しているジェット・パイロット学生と同じ飛行コースを体験することができます。

展示格納庫内に設置されているフライト・シミュレーターの簡易版ですが、練習機、戦闘機、輸送機の3つのコースの中から操縦を体験することができます。



### (4) 喫茶及びミュージアムショップ

#### ☆ 喫茶 ☆

- 広報館3階浜松基地側にあり、営業は9時から16時まで
- 席数40席
- 軽食も可能で、隣接の浜松基地への航空機の離着陸は勿論、晴れた日には富士山の一望も可

#### ☆ ミュージアムショップ ☆

- 広報館1階入口正面向いにあり、営業は9時から16時まで
- ブルーインパルス関連をはじめとする航空自衛隊に関するグッズなど多数品揃え、マニアには必見の価値あり



喫茶（スカイラウンジFujii）



ミュージアムショップ（ツバサ）

## 館長から一言

浜松広報館は、2019年4月で開館20周年を迎えると共に同月に累計700万人の入館者数を達成しました。今後は、更に航空自衛隊を皆様に知っていただくため、全天周シアターで新しい映像コンテンツを上映するほか、令和元年度末に旧政府専用機（B-747）で使用されていた貴賓室を展示いたします。この貴賓室は、使われていた様子をそのまま再現し、リアル感溢れる展示となる予定です。また、合わせて記者会見場所も併設し、旧政府専用機の内部が想像できるような展示を目指しております。

また、新旧の3代揃えてのブルーインパルスの機体を展示するほか、ファン待望の引退ほやほやのF-4EJ戦闘機も展示する計画もあります。

今後も、皆様の声に耳を傾けつつ、イベントの充実を図り、「見て、体験して、楽しむ」施設の充実を図ってまいりたいと思っております。皆様、ぜひお越しください。

## 編集後記

特集記事だけの構成は、広報誌「南関東防衛」として、初めての試みです。読者の皆様へ、航空自衛隊浜松広報館について、わかりやすくご紹介することを心がけて編集したつもりです。

この広報誌「南関東防衛」が、読者の皆様にとって、航空自衛隊浜松広報館を見学するきっかけとなれば、嬉しい限りです。

【南関東防衛局HP】

お問い合わせ先：南関東防衛局企画部地方調整課（直通）045-211-7134



**レーザー光線の照射により航空機の安全な運航を妨害することは犯罪です。  
(最も重い刑で懲役3年(注))**



■レーザー光線による操縦士への影響（イメージ）

神奈川県内や東京都内で飛行中の航空機に対してレーザー光線を照射するという事案が多発しています。

航空機へのレーザー光線の照射は、パイロットの目の負傷、失明、操縦への障害に繋がり、**墜落等による大惨事を地域の皆様にもたらしかねない大変危険で悪質な行為**です。

**航空機に向けてレーザー光線を照射している人を見かけた方は110番通報**をお願いいたします。

(注)平成28年12月、改正航空法施行規則が施行され、規制が強化(レーザー光線を航空機に向かって照射する行為自体に罰則(50万円以下の罰金))。

刑法の威力業務妨害罪に該当する場合(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)。

なお、航空危険行為処罰法の航空危険罪に該当する場合は、3年以上の有期懲役。

外務省、防衛省、警察庁、国土交通省

■本チラシの内容についてのお問い合わせにつきましては上記のお問合せ先に御連絡願います。